

神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会規約

平成 27 年 3 月 19 日制定

第一章 総 則

(目的)

第一条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 13 条第 4 項の規定に基づき、足柄上採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会(以下「関係市町教育委員会」という。)が、これを設ける。

- 一 南足柄市教育委員会
- 二 中井町教育委員会
- 三 大井町教育委員会
- 四 松田町教育委員会
- 五 山北町教育委員会
- 六 開成町教育委員会

第二章 組 織

(組織)

第四条 協議会は、委員 12 人をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市町教育委員会の教育長
- 二 関係市町教育委員会がそれぞれ指名する関係市町教育委員会の教育委員それぞれ 1 名
- 2 委員の任期は、委嘱の日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにその職務を代理する。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、協議して定めた市町の教育委員会において処理する。

第三章 会 議

(会議の招集)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第九条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町教育委員会に属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(委員等の解職)

第十条 協議会の委員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

- 2 協議会の委員が、教科用図書の採択に直接利害関係を有するに至った場合は、その職を解くものとする。

(教科用図書の選定の方法)

第十一条 教科用図書の選定の方法については、別に定める。

(選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(説明者の出席等)

第十三条 会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、又は、資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第十四条 教科用図書の採択替えのない年度については、第八条の規定によらず、関係市町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。

第四章 足柄上採択地区採択検討会

第十五条 協議会は、第十一条の規定により協議を行うときは、あらかじめ足柄上採択地区採択検討会（以下「検討会」という。）の意見を聞くものとする。

2 検討会の組織及び運営等に関する規約については、別に定める。

第五章 議事録及び資料の公表

第十六条 協議会の庶務は、教科用図書の採択結果及び理由について、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

2 協議会の庶務は、協議会の会議の議事録及び配付資料について、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法等

（経費）

第十七条 協議会及び検討会に要する費用は、関係市町教育委員会の教育長の協議により決定した額について、各市町が負担する。

2 協議会及び検討会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計監査）

第十八条 協議会及び検討会の経理を監査するため2名の監査委員を置く。

2 監査委員は、会長が委嘱する。

3 監査委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監査委員は、非常勤とする。

5 監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行うことができる。

第七章 その他

第十九条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項については関係市町教育委員会の教育長の協議により定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 教科用図書足柄上共同採択会議規約（平成26年7月29日）は、廃止する。